

雪に備えて

雪のシーズンを迎えました。
少ない積雪でも、交通や生活に大きな影響が出ることがあります。事前に対策をしておきましょう。
問合せ 防災安全課防災・危機管理係☎211

雪が降る前に

- *除雪道具や車庫のサポート柱などを準備する。
- *買い物や用事は降雪前に済ませる。
- *最新の気象状況、公共交通機関の運行状況や交通規制などの情報を収集する。

雪が降ったら

- *不要な外出は控え、外出する時は、滑りにくい靴で、ゆとりをもって出かける。
- *自動車は必ず雪用タイヤやチェーンを装着し、車間距離を広く保ち、スピードを控える。
- *屋根や樹木などからの雪や氷の落下に注意する。

～ご理解とご協力をお願いします～

○道路に雪を出さない

宅地内の雪を道路に出すと、事故の原因や消火活動の妨げとなります。消火栓や防火水槽の付近に除雪した雪を積まないでください。

○路上駐車をしない

除雪作業の妨げにならないよう自転車・自動車は所定の場所に停めてください。

○深夜の除雪作業に、ご理解を

除雪作業に伴い騒音や振動が発生するほか、一時通行止めや片側通行を行う場合があります。また、除雪した雪の仮置き場として民地をお借りすることがあります。

○玄関・車庫前の除雪は各家庭でお願いします

限られた時間で効率よく市内全域を除雪するため、車道の雪を両脇に寄せる作業を行います。玄関や車庫前の路上に雪が寄せられた場合は、各家庭で処理をお願いします。

問合せ 市道について…土木課道路管理係☎292

都道について…東京都西多摩建設事務所管理課☎0428-22-7219

ご利用ください メール配信サービス

災害発生時などに、携帯電話やパソコンに緊急情報などをお知らせします。

登録方法など、詳しくは市公式サイトを確認してください。

問合せ 秘書広報課広報・シティプロモーション係☎339



ミサイル警報 Jアラートが聞こえたら

ミサイル落下の可能性があるときは、防災行政無線の放送、テレビ、スマートフォンなどから、Jアラート（全国瞬時警報システム）を使ってお知らせします。

数分でミサイルが着弾する可能性があります。落ち着いて、直ちに行動しましょう。

ミサイル警報のJアラートが聞こえたら、すぐに、

- 逃げる** 屋外にいる場合は、建物や地下へ退避しましょう。
- 離れる** 窓のそばは危険です。外が見えない場所へ移動しましょう。
- 隠れる** 建物などに逃げられなければ、物陰に隠れ、身を伏せ、頭を守りましょう。

※東京都が指定する市内の緊急一時避難施設については、市公式サイトを確認してください。

問合せ 防災安全課防災・危機管理係☎217



▲市公式サイト



▲内閣官房国民保護ポータル「武力攻撃やテロなどから身を守るために」

▶青梅税務署から



令和4年分所得税などの確定申告の受付・相談

期間 2月1日(水)～3月15日(水)（土・日曜日、祝日を除く）
時間 午前8時30分～午後4時
会場 **青梅税務署**（入場整理券が必要です） ☎0428-22-3185

※入場整理券は当日会場で配布するほか、LINEアプリで事前に入手することができます。

「国税庁LINEアカウント」で検索し、「友だち」追加してください。

※入場整理券は、状況により早めに配布を終了する場合があります。

※受付期間の後半は大変混雑します。早めに申告してください。

次のいずれかの方法で申告してください。

(1) e-Tax（電子申告）

スマホやパソコンで、国税庁ウェブページ「確定申告書等作成コーナー」を利用し、作成した確定申告書などをインターネットで送信するもので、「マイナンバーカード方式」と「ID・パスワード方式」があります。
令和5年1月上旬からマイナンバー連携による自動入力の対象が拡大されました。青色申告決算書などがスマホでも作成が可能になるなど、ますます便利になりました。
※ID・パスワードは最寄りの税務署で取得できます。

(2) 郵送

青梅税務署へ郵送してください。
送付先 〒198-8530 青梅市東青梅4-13-4 青梅税務署
※税務署での還付申告はすでに受付けが始まっています。

(3) 提出用ポスト

2月6日(月)から「作成済み確定申告書」提出用ポストを市役所に設置します。「住所・氏名」を記載した封筒に確

確定申告（所得税などの国税の申告）は電子申告や郵送などで

定申告書を入れて、投函してください。
設置場所 市役所1階市民ホール・4階申告会場

※(2)(3)で申告書の控えなどの返却を希望する場合は、その旨と「住所、氏名」を記載した返信用封筒（切手貼付）を同封してください。



▲確定申告について



▲e-Taxに関する動画

確定申告内容に関する問合せ

青梅税務署（電話相談センター）
☎0428-22-3185（自動音声に従って「1」を選択してください）

確定申告は所得税（国税）の申告です

○所得税の確定申告書の提出と納税は、3月15日(水)までです。

○個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告書の提出と納税は、3月31日(金)までです。

○所得税の確定申告が不要でも、住民税の申告は必要な場合があります。詳しくは1ページを確認してください。

◆税理士による無料申告相談

東京税理士会青梅支部所属の税理士が無料申告相談を行い、パソコンで申告書を作成します。

オンラインまたは電話で申し込んでください。

事前申込専用番号 ☎03-6634-15310



▲税理士による無料申告相談

※詳しくは広報はむら1月1日号を確認してください。

●土・日曜日、祝日は受け付けません
※2月19日(日)・26日(日)のみ、立川税務署で申告書の作成・提出を受け付けます（入場整理券が必要です）。

●2月1日(水)～3月15日(水)は、青梅税務署の駐車場は利用できません（身体障害者用車両などを除く）
河辺駅北口のイオンスタイル河辺の駐車場か、公共交通機関を利用してください。

問合せ 青梅税務署☎0428-22-3185（自動音声に従って「2」を選択）